

「保育ママ」活



天気の良い日は散歩に出掛ける。保育ママの鈴木道子さん(左)はまだ青いカキの実を見つけ、子どもたちに教えていた(横浜市)

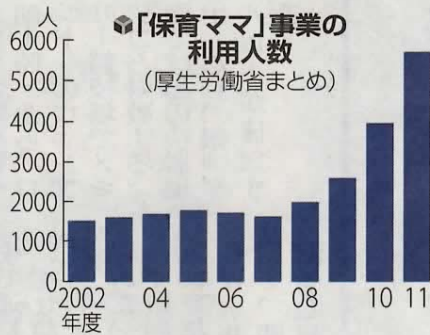
関心が高まる「保育ママ」。どんな事業なのだろう。

■どんな場合に利用できるのか

共働きなどで日中子どもの世話をできない場合。対象年齢は「2歳児まで」としている自治体が多い。保育ママ事業は各自治体の判断で実施するため、制度がないところも。保育所への入所を希望しながら入れなかった場合に利用するケースが目立つ。

■どこに申し込むのか

自治体の窓口で受け付ける。ところと、委託先の社会福祉法人などに直接申請するところがある。利用料は月額2万〜3万円程度。



■保育の特徴は何か

法人が委託を受けるなど形態は多様化しているが、中心になっているのは、個人宅で預かる保育ママ。保育士の資格を持っている人のほか、自治体の研修を受けた人が認定

3歳児以降の預け先課題

を受けて、子どもを預かる。

子どもが少人数のため、保育のきめ細かさが特徴の一つ。横浜市の家庭保育福祉員(保育ママ)鈴木道子さんは「一人一人の状態をしっかりと見ることができず」と話す。

■安全対策は

個人宅で預かる場合には、第三者の目が届きにくいことが指摘されている。このため自治体が巡回指導に力を入れる。保育ママらで組織するNPO法人「家庭的保育全国連絡協議会」では事故予防にも力を入れ、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策などで積極的に情報交換している。

■待機児童解消になるか

保育ママは、保育所不足の受け皿になってきた。自治体にとっては、保育所を整備するより費用がかからず、準備期間も短くて済むというメリットがあるからだ。国は今後、

さらに制度を拡大させたい考えだ。現在、国会で審議中の「認定こども園の拡充を柱とする子育て関連法案」でも、保育ママ事業は国庫補助の対象として位置づけられた。今年4月現在664人の待機児童がいる大阪市は、今年度「保育ママバンク」をスタートした。市が保育ママと補助者を登録し、保育ママに対して、一緒に保育をする補助者を紹介する仕組みで、235人の保育ママ・補助者候補が市の研修を受けている。ただし、待機児童対策で保育ママが増えても、3歳児以降に入所できる保育所が不足しているなら、親の不安は変わらない。保育ママ事業を推進すると同時に、3歳児以降の預け先を確保することが自治体の課題になっている。